



令和6年 第1回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



令和6年2月26日（月）開会

令和6年2月26日（月）閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第1号（2月26日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
開会（午後1時00分）	3
野志広域連合長の招集挨拶	3
篠永誠司議員の選出挨拶	4
田中浩介議員の選出挨拶	4
開議	4
日程第1 議席の指定	5
日程第2 会議録署名議員の指名	5
日程第3 会期の決定	5
日程第4 諸般の報告	5
日程第5 議案第1号 令和5年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算（第3号）	6
大野事務局長の提案説明	6
表決	6
日程第6 議案第2号・3号（2件一括上程）	6
大野事務局長の提案説明	7
表決	8
日程第7 議案第4号・5号・6号（3件一括上程）	8
大野事務局長の提案説明	8
表決	9
日程第8 議案第7号 愛媛県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について	10
大野事務局長の提案説明	10
表決	10
閉議	11
野志広域連合長の閉会挨拶	11
閉会（午後1時31分）	11

令和6年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和6年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

令和6年2月13日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について

- 1 日 時 令和6年2月26日（月）午後1時00分
- 2 場 所 松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所 本館11階 大会議室

令和6年2月26日（月曜日）

議事日程 第1号

2月26日（月曜日）午後1時00分開議

日程第1

議席の指定

日程第2

会議録署名議員の指名

日程第3

会期の決定

日程第4

諸般の報告

日程第5

議案第1号 令和5年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第6

議案第2号 令和6年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 令和6年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第7

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第8

議案第7号 愛媛県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について

本日の会議に付した事件**日程第1**

議席の指定

日程第2

会議録署名議員の指名

日程第3

会期の決定

日程第4

諸般の報告

日程第5

議案第1号

日程第6

議案第2号

議案第3号

日程第7

議案第4号

議案第5号

議案第6号

日程第8

議案第7号

出席議員（16名）

1番 松原剛史
3番 渡部克彦
6番 矢野雄嗣
12番 藤田節雄
15番 篠永誠司
20番 田中浩介
23番 菊池隼人
25番 程内覺

2番 藤田仁
4番 吉富健一
8番 菊池司郎
13番 二宮隆久
19番 河野忠康
21番 佐川秀紀
24番 加藤康幸
26番 清水雅文

欠席議員（10名）

5番	土居 忠博	7番	岡原 文彰
9番	小野 辰夫	10番	伊藤 謙司
11番	越智 三義	14番	武智 邦典
16番	管 家 一夫	17番	加藤 章
18番	上村 俊之	22番	小野植 正久

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	野 志 克 仁	副広域連合長	高 門 清 彦
監 査 委 員	森 岡 研 二	会 計 管 理 者	加 藤 和 正
事 務 局 長	大 野 昌 孝	事務局次長兼総務課長	渡 部 浩 典
事 業 課 長	横 山 準		

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長	白 田 和 子	資格管理係長	細 谷 政 弘
医療給付係長	竹 内 義 幸	保健事業係長	有 田 佳 代

◆◆◆ 午後1時00分開会 ◆◆◆

○渡部克彦議長 ただいまから、令和6年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

◆◆◆ 広域連合長招集挨拶 ◆◆◆

○渡部克彦議長 広域連合長より、今議会招集の挨拶があります。野志広域連合長。

[野志広域連合長 登壇]

○野志克仁広域連合長 議員の皆様方には、日頃より、当広域連合の運営に対しまして格別の御理解と御協力をいただいておりますこと、感謝を申し上げます。

さて、昨年12月に、国立社会保障・人口問題研究所が2050年までの地域別推計人口を公表いたしました。その推計によると、愛媛県の人口は令和2年の国勢調査より29%の減、約94万人となり、県民全体に

占める65歳以上の高齢人口の割合も増大し、2050年には高齢化率43.0%に達する見込みであります。

当広域連合でも、団塊の世代が75歳を迎えている現在、被保険者数の増加とともに、医療給付費の増加が見込まれます。

このような状況の中、本日の議会には、令和6年度、7年度の保険料率を改定する条例改正議案を提出させていただきます。

引き続き、将来に向けて安定的な運営が維持できるよう、今回の改定でも被保険者の皆さまの負担が急激に増大することがないように配慮し、改定案を策定しています。

そのほか、令和6年度一般会計・特別会計予算案を提出させていただきます。

よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部克彦議長 日程に入ります前に 御報告申し上げます。

まず、去る12月1日付で四国中央市選出の三宅繁博議員から、一身上の都合により、議員辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第81条第2項の規定により御報告いたします。

次に、去る12月22日に四国中央市議会におきまして篠永誠司議員が、12月25日に松前町議会におきまして田中浩介議員が、新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方から、一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

それでは、篠永誠司議員。

[篠永議員 登壇]

○篠永誠司議員 皆さん、こんにちは。昨年の12月1日に四国中央市議会の選挙がございまして議長を拝命させていただきました篠永と申します。何卒よろしくお願い申し上げます。

○渡部克彦議長 次に、田中浩介議員。

[田中議員 登壇]

○田中浩介議員 皆さん、こんにちは。12月11日に松前町長に就任いたしました田中浩介と申します。皆様、これからどうぞよろしくお願いいたします。

○渡部克彦議長 以上で、紹介を終わります。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○渡部克彦議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程第1号のとおりであります。

◆◆◆ 議 席 の 指 定 ◆◆◆

○渡部克彦議長 まず、**日程第1、「議席の指定」**を行います。

今回選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席といたします。

また、他の議員においても、お手元配布の議席一覧表のとおりといたします。

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○渡部克彦議長 次に、**日程第2、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において12番藤田議員、13番二宮議員を指名いたします。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○渡部克彦議長 次に、**日程第3、「会期の決定」**を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○渡部克彦議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○渡部克彦議長 次に、**日程第4、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員から、お手元配付の監査等結果報告一覧表のとおり、1件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◆◆◆ 議 案 第 1 号 ◆◆◆

○渡部克彦議長 次に、**日程第5、議案第1号、「令和5年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」**を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。大野事務局長。

○大野事務局長 議案第1号「令和5年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ32億3,389万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,328億2,986万3千円とするものでございます。

補正予算の詳細を御説明させていただきますので、議案書の6ページをお開きください。

まず、歳入につきまして、6款1項1目「繰越金」の補正額32億3,389万3千円は、今回の補正予算の財源として、前年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

歳出につきまして、3款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」補正額800万円は、令和5年度の拠出金不足額を増額補正するものでございます。

6款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、4目「療養給付費 国庫負担金等償還金」の補正額32億2,589万3千円は、令和4年度に国から交付された療養給付費国庫負担金等の精算に伴う超過分を返還するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○渡部克彦議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号については、原案のとおり可決すること、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○渡部克彦議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議 案 第 2 ・ 3 号 ◆◆◆

○渡部克彦議長 次に、**日程第6、議案第2号、「令和6年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び、議案第3号、「令和6年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」**の2件を、

一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。大野事務局長。

〔 大野事務局長 登壇 〕

○大野事務局長 議案第2号及び議案第3号につきましては、別冊となっております「令和6年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算書」で一括して御説明いたします。

予算書を2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

議案第2号「令和6年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明します。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億1,601万2千円と定めております。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書に従って御説明しますので、5ページをお開きください。ここには、歳入の総括を、次の6ページには歳出の総括を記載しています。

合計額は、歳入歳出ともに2億1,601万2千円で、前年度予算額と比較して286万円、1.3%の増となっております。

次に、7ページをご覧ください。

主な歳入は、1款「分担金及び負担金」、1項「市町負担金」、1目「事務費負担金」の2億1,499万4千円で、こちらは、広域連合の組織運営に係る経費に充当するため、県内20市町に納付いただく負担金でございます。

次に、主な歳出を御説明します。

8ページをお開きください。

下段の2款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」の2億1,405万2千円につきましては、派遣職員給与等負担金や組織運営に係る経費を計上しております。

このほか、議会費、選挙管理委員会費、監査委員費などの経費を計上しております。

以上が、一般会計予算に関する説明でございます。

続きまして、15ページをお開きください。

議案第3号「令和6年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,331億1,027万3千円と定めております。第2条では、一時借入金の限度額を150億円と定めております。第3条では、歳出予算の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた際に、同一款内での各項間の流用ができる旨を定めております。

それでは、主な予算の内容につきまして、事項別明細書に従って御説明いたしますので、19ページをお開きください。

ここには、歳入の総括を、次の20ページには歳出の総括を記載しています。

合計額は、歳入歳出ともに2,331億1,027万3千円で、前年度予算額と比較して54億7,943万9千円、2.4%の増となっております。

次に、21ページをご覧ください。主な歳入を御説明します。

1款「分担金及び負担金」、1項「市町負担金」、1目「保険料等負担金」の242億7,095万5千円につきましては、各市、町が徴収した保険料等に係る負担金でございます。

その下の2目「療養給付費市町負担金」の185億1,910万4千円は、療養給付費に係る定率の市町負担金でございます。

次に、2款「国庫支出金」、1項「国庫負担金」、1目「療養給付費 国庫負担金」の555億5,731万2千

円につきましては、療養給付費に係る定率の国庫負担金であり、2款「国庫支出金」、2項「国庫補助金」、1目「財政調整交付金」の226億6,612万3千円は、広域連合間の財政力を調整するための国からの交付金でございます。

次に、22ページをお開きください。

3款「県支出金」、1項「県負担金」、1目「療養給付費県負担金」の185億1,910万4千円は、療養給付費に係る定率の県負担金でございます。

4款、1項「支払基金交付金」、1目「後期高齢者交付金」の899億717万円は、現役世代からの後期高齢者医療への支援金でございます。

続きまして、主な歳出を御説明します。

25ページをお開きください。

1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」の5億2,561万6千円につきましては、被保険者の資格管理や給付業務に係る事務的経費などを計上しております。前年度と比較して、2,890万4千円の増となっております。

次に、26ページの2款「保険給付費」、1項「療養諸費」、1目「療養給付費」の2,160億9,566万5千円は、医療機関等に支払う医療給付費であり、前年度と比較して、30億1,821万9千円の増となっております。これは、被保険者数の増や一人当たり医療費の増を見込んだことによるものでございます。

このほか、高額療養費、健康診査費、高齢者保健事業費などの経費を計上しております。

以上、令和6年度予算の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○渡部克彦議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第2号及び議案第3号の2件については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○渡部克彦議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第4・5・6号 ◆◆◆

○渡部克彦議長 次に、**日程第7、議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第6号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」**の3件を、一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

大野事務局長。

○大野事務局長 議案第4号ないし議案第6号の3件につきまして、一括して御説明します。

議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明します。

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定や、市町職員の給与改定に準じ、広域連合職員の給与を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明します。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

議案第6号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明します。

本案は、「令和6・7年度の保険料率」及び「保険料の賦課限度額」の改定を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

今回の保険料率改定におきましては、今後2か年の療養給付に要する費用等を適切に見込むとともに、令和5年度末に見込まれる剰余金28億円を全額充当し、保険料率の算定を行いました。

その結果、令和6年度及び令和7年度の保険料の所得割額を算出する際に用いる「所得割率」については、現行の「100分の9.09」から「100分の10.16」とし、保険料の「被保険者均等割額」については、現行の「49,140円」から「51,930円」に改めます。

また、「賦課限度額」につきましては、国が「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」を改正したことに伴いまして、現行の年66万円から80万円に改めます。

この改正によりまして、年間の1人当たり保険料は、現行の「62,134円」から「69,519円」へ、「7,385円」上昇いたします。

今回の改正は、団塊の世代がすべて75歳以上となり、被保険者数が増加するとともに、高齢化の進展や医療の高度化による医療給付費も増加することが見込まれる中、国の制度改革により、高齢者の保険料の伸び率を現役世代の支援金の伸び率に合わせる見直しや出産育児一時金の費用を後期高齢者も負担する仕組みが導入されたことから、将来に渡って安定的な制度運営を続けていくために必要な条例改正であると考えております。

なお、被保険者の約8割を占める低中所得者については、国の制度改革による負担の増加が生じないよう所得に応じた段階的な激変緩和措置が設けられています。

説明は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○渡部克彦議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第4号ないし議案第6号の3件については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部克彦議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議 案 第 7 号 ◆◆◆

○渡部克彦議長 次に、**日程第8、議案第7号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の策定について」**、を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

大野事務局長。

○大野事務局長 それでは、議案第7号、第四次広域計画についてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

本案は、現行の第三次広域計画が、令和5年度末をもって期間満了となることから、新たに第四次広域計画を策定するものであります。当計画の内容につきましては、別冊になっております、「愛媛県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画（案）」に沿ってご説明させていただきます。

第四次広域計画書の1ページをお開きください。

1、広域計画の趣旨でございますが、この広域計画は、地方自治法 第291条の7第1項の規定に基づき、後期高齢者医療制度の事務について、総合的かつ計画的に処理していくための指針を定めるものであります。

次に2ページをお開きください。

2、高齢者医療を取り巻く現状と課題といたしまして、高齢化の進展により、総人口に占める後期高齢者の割合は大幅に増加し、医療費総額は、今後も増加が見込まれることを踏まえ、被保険者が安心して適切な医療が受けられるよう、持続可能で安定した制度運営を図っていく必要があります。

そこで、5ページにはこれらの課題を達成するための基本方針といたしまして、（1）事務処理の適正化 （2）健全な財政運営 （3）高齢者保健事業の推進 （4）医療費の適正化 （5）広報活動の充実の5つの方針を定めております。

また、これらに取り組むに当たり、6ページから広域連合及び関係市、町が行う事務として6項目に分類して整理しております。

広域連合とその構成団体であります20市町がそれぞれの役割分担を明確にし、相互に連携しながら被保険者の方々が安心して医療サービスを受けられるよう、後期高齢者医療制度を円滑かつ適正に運営していくこととしております。

最後に、この第四次広域計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6年間としておりますが、国の動向等に注視しながら、状況変化に応じて随時改定することとしております。

以上で広域計画の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○渡部克彦議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第7号については、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

○渡部克彦議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、日程は全て終了いたしました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○渡部克彦議長 したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会挨拶 ◆◆◆

○渡部克彦議長 閉会に当たり、広域連合長から挨拶があります。野志広域連合長。

【 野志広域連合長 登壇 】

○野志克仁広域連合長 議員の皆様方には、適切なる御決定をいただき、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

今回御決定いただきました次年度以降の保険料率につきましては、被保険者の皆様に不安を生じさせることのないよう、各市町と十分に連携を図りながら、丁寧な周知をまいります。

また、将来に向けて安定的な制度運営を維持していくためには、市町との連携がますます重要となっております。

議員の皆様の一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○渡部克彦議長 これをもちまして、令和6年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後1時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡部 克彦

議員 藤田節雄

議員 二宮隆久

